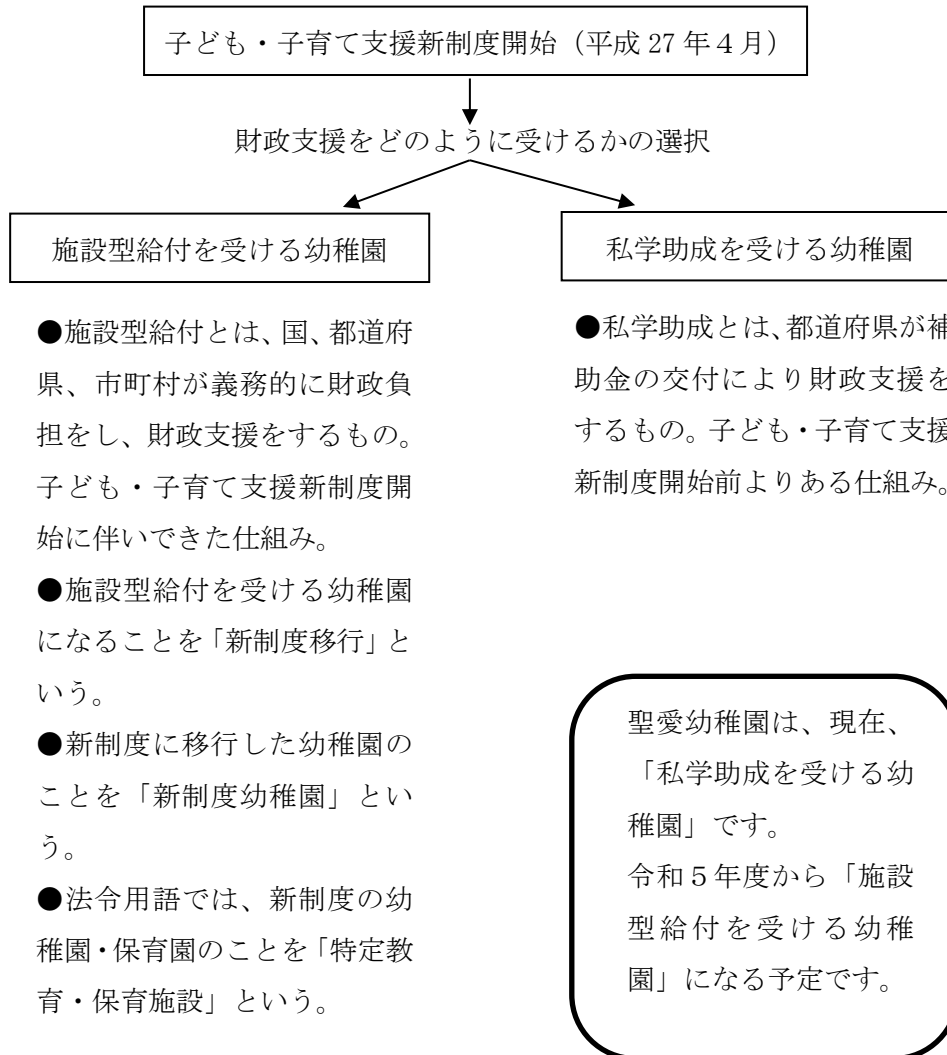


聖愛幼稚園の子ども・子育て支援新制度移行に伴う利用定員の設定について

1 概要

(1) 幼稚園の子ども・子育て支援新制度移行とは



(2) 新制度移行のための手続

子ども・子育て支援法に基づく手続が必要です。

- ① 市は、利用定員を定め、財政支援の対象として基準を満たしているか「確認」をする必要があります。
- ② 市は、特定教育・保育施設の確認に当たり利用定員を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければなりません。

2 利用定員の設定について

(1) 利用定員設定の考え方

- ① 特定教育・保育施設の最低利用定員は、20人以上です。(幼稚園は適用なし。)
- ② 利用定員は、認定区分(1号～3号)ごとに設定します。幼稚園は1号認定のみですので、1号認定に関する認定区分を設定します。
- ③ 利用定員は、認可の定員と一致させることを基本としつつも、施設の実状に応じて次のとおり設定します。
 - ア 恒常的に実利用人員が少ない場合、実際の利用状況を反映した利用定員を設定することとします。なお、認可定員の上限の範囲内であれば、利用定員を超える柔軟な受入れが可能です。
 - イ 恒常的な利用定員の超過については、市から施設に支払われる給付費の減算の対象となります。

(2) 聖愛幼稚園の利用定員の設定について

① 聖愛幼稚園について

園名 聖愛幼稚園
所在地 福生市大字熊川 490 番地
設置者名 学校法人 聖愛学園
園長名 野口哲也
認可定員 276 人

② 直近3年間の在園児数の推移について(各年度5月1日時点)

年度	3歳児	4歳児	5歳児	合計
令和2年度	51	40	44	135
令和3年度	31	56	42	129
令和4年度	34	35	56	125

③ 設定する利用定員について

直近3年間の利用実績は130人前後を推移している状況ですが、令和5年度には人数の多い5歳児クラスが卒園している状況を踏まえ、利用定員を120人に設定したいと考えます。